

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

新しい環境に不安を感じる生徒の負担軽減を目指し、話し合いを進め環境を整備していく。
将来の自立に向けて体験の重視や学習の定着を目指し、ICT機器の活用や主体的な学習の場を確保していく。

1 対象生徒の障害種

知的障害

2 障害の程度

非該当(知的障害)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・特別支援学級

4 学年

中1

5 対象生徒の実態

身辺自立はできているが、ゆっくりである。初めてのことに不安を感じやすく、中学校生活になれるまで少し時間がかかった。やるべきことは最後まできちんとできる。

漢字:6年(5年生の半分は読めるが意味がわからない)。

3、4年程度の説明文章を読み取ることができる。詩や物語の読解は苦手である。

コツコツと暗記することが得意である。

計算:2桁×2桁、3桁×3桁のかけ算ができる。3桁÷2桁の割り算は間が空くと忘れる。算数の文章問題は苦手である。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

1 保護者から

2 入学前の面談で特に制服でのトイレの使用に不安があること。暑さや寒さに弱いことが不安という内容の話があった。また学習や体験については、将来に備えて自立できるようになってほしいので、そのための手立てを希望しているということであった。

3 校内支援委員会や学年団の職員で対応策を話し合い、多目的トイレやエアコンの柔軟な使用など、学校全体のルールに当てはまらないものについて職員会議などで話し合った。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

校内支援委員会で共通理解を行ったうえで目標設定や支援内容について話し合いを行い、個別の指導計画を作成した。

基礎④ 教材の確保

A市では、各学校の特別支援学級に対して補助教材費を予算化し、各学校で生徒の障害に応じた補助的な教材の確保ができるようにしている。
また特別支援学級で使えるようタブレット型端末の貸与も、一人一人に行われている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

環境整備として、学年で指定されているトイレ以外に多目的トイレの使用を認めた。またトイレ内で着替えられるようにマットを準備し、予備の着替えや生理用品を教室に置いた。また着替えの手順を確認し、安心してトイレが使用できるように配慮した。
暑さや寒さが苦手なため、エアコンの使用を柔軟に行うようにした。

合理①-2-2 学習機会や体験の確保

各教科の学習内容の定着を図り、テスト前などに学習が自主的に繰り返し行えるよう複数の教科の学習プリントを用意した。テスト以外にでも宿題用として自分で選んで取り組めるようにした。
また生活体験を重視し、野菜を栽培して収穫したものを調理し、調理で使ったエプロンなどを洗濯し、アイロンがけをするという、実際の生活の流れに沿えるような実習を計画し実施した。

9 成果と課題

<成果>

多くの職員が特別支援学級にかかわったこと、交流学級での活動を重視し、生徒間の理解が進んだことで、特別支援学級への理解が進んだ。そのため対象生徒の学校生活や学習活動の安定化が見られる。2学期からタブレット型端末が使用できるようになり、さまざまな場面で視覚化がしやすくなった。

<課題>

不安の軽減や学習の定着には繰り返しの学習が必要である。学年が進むにしたがってトライやるウィークなどの校外での体験学習や行事も目白押しである。それぞれの体験や学習に向けて校外でどのように実施していくかが課題であり、今後も合理的配慮は継続していく必要がある。